

研究所だより

榎本 木綿

もう一年なのか、まだ一年なのか。それぞれの想いを胸にあの日から一年の月日が流れ過ぎました。あの日、自然の猛威を前に、私たちはただただ恐れ慄き、原発という人災の愚かしさを前に、地方の犠牲に目をつむって恩恵を享受してきたわが身を悔い、情報が開示されないなか国のリーダーシップに苛立ち、ならば自分たちで東北の人たちのために何かをしたい、しなければという気持ちに駆られ、それぞれができることに奔走した日々でした。日本はもとより、世界中の人たちが想いを一にした日々でした。

あれから一年が過ぎ、放射能汚染という重い問題はあるものの、被災地以外の地域では一見すると3.11以前の日常が取り戻されたかのようです。言い換えれば、あの日私たちのあの想いはどんどん薄らぎ、風化してきてはいないでしょうか？

確かに宮城や岩手などでは、瓦礫も寄せ集められ、徐々にですが復興に向け動き出しています。地域主体でがんばって活動し続けている人たちも多くいる一方で、いまだ国や県は従来の中央集権型の復興案を推し進め、とてつもないあぶくの大金が公共事業を中心に大手ゼネコン等にばら撒かれています。付随する産業も「復興」バブルに湧いてはいますが、当然これらは持続性を備え、東北の地域資源に目を向けたものでも、地元の産業を生むものでもなく、時が来れば消え去る泡で、それは阪神・淡路

大震災でも立証済みです。以前の街並みを取り戻すことに執着して、生き残った人たちが、人口が減り、高齢化が進むこれからの地域でどう生きていくのか、子ども達にどんな故郷を渡したいのか。その地で生きること、働くこと、そうした人びとのこれからの暮らしを地域自身が考え、創っていかねば本当の復興にはならないのではないのでしょうか？ 少なくとも、復興の名の下、住民を素通りして丸投げされている巨額なカネのツケは将来の子ども達に回されるということを、我われは認識すべきです。

そしてなにより重いのが、収束が一向に見えない福島第一原発事故処理と被災地、福島のこれからです。原発事故で故郷を失くし、山も川も海も畑も田んぼも、日々の暮らしやコミュニティも失くした福島の人たちが抱える苦しみと失望を、少しでも薄らげるためには国民全体がこの課題に真正面から対峙しなければ、どうしたって克服できません。どこに住もうとも、この件に関して私たちは被害者であり、加害者でもあるはずです。

震災後、菅首相(当時)は「原発に依存しない社会を目指す」と、脱原発を基本方針にし、次の野田首相の所信表明演説では「福島の再生なくして、日本の信頼回復はありません」と明言し、昨年9.19の「さようなら原発集会5万人デモ」には6万人もの市民が集い脱原発への意思表示をしました。朝日新聞の最新の原発世論調査(3月14日

付)では国民の多くが原発から再生可能エネルギーへのシフトを希望しており、「原発の運転再開には、57%が反対」し、「原発を段階的に減らし、将来はやめることにも、全体の70%が賛成」と、原発への厳しい世論を映し出しています。国民の意思とは反対に、原子力を推進したいとする政界、産業界からの抵抗はすさまじく、巨大な電力産業の利権構造の根深さが垣間見られます。被災地では放射能汚染された瓦礫処理すらその安全が疑問視され、ままならないのに、です。

いま、東北や福島の地で持続的な地域の再生を目指し、東北の豊かな自然を資源に変え、再生可能エネルギーをつくろうという動きが出始めています。十分な雇用を生むには課題が多くあるでしょうが、これは地域が自立し、地方分権型の新しい社会へ向かうひとつのツールになりうると思います。

協同総研でも2012年度、茨城大学と東京農工大学、芝浦工業大学とともに、環境省委託研究事業(3か年)が決定しました。これは小林久会員(茨城大学農学部教授)が中心となり、小水力を使って地域でエネルギーを創り出し、地域がそれを自立的に、安定・計画化し供給するという、いわば社会実験的な研究です。この受け皿となる地域の運営を協同労働や協同組合の形式でできないかと、地域の主体性づくりについて

協同総研が調査・研究を担当します。たとえば中山間地域でつくられるエネルギーを地産地消できれば、今まで外に出されていた住民のエネルギー費は地域内を循環しますし、高齢者が働き手となれば、高齢者の雇用や介護予防的な側面もあるのではないかと小林さんは考えています。この研究事業に先駆けて、先日、茨城大学との共催で自然エネルギーを考える「資源はだれのものか」というワークショップを行いました。小林さんのほか、後藤真宏さん(農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所、専門:小水力)、野田浩二さん(武蔵野大学、専門:水利権)、中野佳裕さん(国際基督教大学、専門:開発学)、大江正章さん(ジャーナリスト、コモンズ代表)が一堂に会し、国内外の河川における帰属権やその権利など資源や生存に関する倫理、哲学も含めて幅広い議論がなされ、とてもおもしろい場となりました。今後、このWSは5月、7月に続けて行う予定ですので、皆さまもぜひご参加ください。

東北の復興は長い道のりです。私たちもそれを心して、長期的な支援を打っていきたいと思います。6月の協同総研総会は福島での開催も考えておりますので、会員の皆さん、どうか共にこの東北復興に向けた研究活動に参加してください。

細越 雄二

5,000万件の消えた年金問題が明らかになってから、年金に関する問題がとどまる

ことなく次々と明らかになってきて、国民の年金に対する不信はますます大きくなる

ばかりです。そこにて、今度は、某投資顧問会社による企業年金(厚生年金基金、以下「基金」)の資産消失という前代未聞の事件が明らかになりました(これには、厚生年金基金の代行部分の運用利回りが、低金利の下でも5.5%で設定されたままでいるという別の問題が根底にあるのですが、ここではふれません)。当局は事件の全容解明を急いでいるところですが、まだまだ時間がかかりそうです。

ここで考えたいのは、まず、基金がこのような投資顧問会社を選んだのは、資産運用を委託した基金の自己責任ではないかということです。自己責任とは、物事を判断する際に、事前に必要かつ十分な情報が適切に開示されていること、さらに、選択するに当たり、当事者が対等の関係となっていることが求められますが、今回の問題では、資産運用に関する情報が十分かつ適切に開示されてはいなかったようで、基金側の自己責任だけで済ましてしまうのは基金にとっていささか酷ではないかと思います(ただ、基金側に資産運用の専門家がおらず、厚生労働省の行動指針が必ずしも守られていなかったという問題があるため、基金側に全く問題なしとは言えません)。金融の自由化に合わせて規制緩和が進めら

れ、それと同時に投資家の自己責任が問われますが、その前提となる情報の開示がなければ強い立場の者が弱い立場の者から一方的に利益を上げるだけです。

次に、受託者である投資顧問会社は、民法644条で規定されている善良な管理者の注意義務、いわゆる「善管注意義務」(職業や社会的地位に応じて必要とされる平均的な注意義務のこと)を負っていますが、それが今回の事件ではこの義務が果たされていたのか疑問が残ります。委託者=顧客(基金及びその加入員、受給者)の利益を顧みることなく、もっぱら自社(投資顧問会社)の利益のみ優先されていたのであれば、委託者はただ騙されたということになります。

ワーカーズコープでは、指定管理者制度に基づき、地方公共団体から公の施設の管理業務を受託して、各地でさまざまな「良いしごと」をしています。受託者(ワーカーズコープ)は善管注意義務を負い、委託者(地方公共団体)=利用者(住民)の利益を優先するものという、ワーカーズコープでは当たり前のこととして行っていることが、なぜこの会社ではできなかったのか、自分の資産ではなく他人の資産だからなのか、と考えてしまいました。